

(4) 請求原因関連の事実, 整理

愛犬の価値		愛犬の市場価値は100万円である。原告にとってかけがえのない家族である。愛犬は被告病院の複数の不法行為により様々な身体的精神的ダメージを負った。		[甲53, 54] 参照	財産的損害 A
年月日	当事者	発生事案	違反, 不法行為・ 因果関係と責任	責任者, 被告	損害
平成30年 1月27日 から11月 26日まで の通院のうち 肝臓について 診察した15回	メリユミヂ ウセコ, ミ セヂタマ カ, アアケ バヒレメリ	肝臓につ いての診 療費治療 代28万 9568 円[甲5 8]	治療効果が一切みられないどころか無断投与のラエンネックにより悪化させられたから	メリユミヂ ウセコ, ミ セヂタマ カ, アアケ バヒレメリ	財産的損害 B
平成26年 10月31 日	ミデヂした カ(トリ マー)	トリミン グの際に 愛犬の額 に傷を負 わせたこ と	①善管注意義務違反(民法644条), 使用者責任(民法715条)、管理者責任(民法第717条)、債務不履行責任(民法415条), 民法709条の不法行為, 民法第710条の不法行為, 施設所有(管理)者賠償責任, 受託者賠償責任, 瑕疵担保責任・契約不適合責任(民法634、635条), ネグレクト(動物の愛護及び管理に関する法律44条), 器物損壊罪(刑法261条), 業務上の過失傷害, 致死罪(刑法第211条)、詐欺罪(刑法246条)、詐欺による意思表示(民法96条第1項)	メリユミヂ ウセコ, ミ セヂタマ カ(スタッフ の不法行為 の責任は病 院の院長, 副院長にあ る)	精神的損害 A 愛犬は傷を負い、縫合手術。飼い主である原告は精神的苦痛を受けた
平成29年 6月15日 か8月30 日	ウスキヲイ ルシ(動物 看護師)	トリミン グの受付 の際に変 形性脊椎 症である 愛犬の リードを 強く引つ	②善管注意義務違反(民法644条), 使用者責任(民法715条)、管理者責任(民法第717条), 債務不履行責任(民法415条), 民法70	メリユミヂ ウセコ, ミ セヂタマ カ	精神的損害 B その後元気減退, 急激な悪化。原告は精神的苦痛を受け

		張る	9条の不法行為, 民法第710条の不法行為, 施設所有(管理)者賠償責任, 受託者賠償責任, 瑕疵担保責任・契約不適合責任(民法634、635条), ネグレクト(動物の愛護及び管理に関する法律44条), 器物損壊罪(刑法261条), 業務上の過失傷害,致死罪(刑法第211条)		た
平成30年 2月17日	旧姓メリキム(ウナエオ)ムニ(トリマーor動物看護師)	料金支払いの際に営業終了間際の短時間内で不足分の診療代金を払うよう急かされた	③モラルハラスメント(民法709、710条), 使用者責任(民法715条)、管理者責任(民法第717条), 債務不履行責任(民法415条), 施設所有(管理)者賠償責任, 受託者賠償責任, 瑕疵担保責任・契約不適合責任(民法634、635条)、 共同不法行為(民法719条)	メリユミヂウセコ, ミセヂタマカ	精神的損害C 原告は精神的苦痛を受けた
平成30年 4月18日	ミセヂタマカ, アアケバヒレメリ, チキヒスウケム	愛犬が耳を負傷し緊急で治療を依頼したのに1時間半も待たされた。	④善管注意義務違反(民法644条), 債務不履行責任(民法第415条), 民法709条の不法行為, 民法第710条の不法行為, 説明義務違反(民法第1.条第2項), 使用者責任(民法715条)、 管理者責任(民法第717条), 施設所有(管理)者賠償責任, 受託者賠償責任,	メリユミヂウセコ, ミセヂタマカ, アアケバヒレメリ	精神的損害D 愛犬は長時間流血したまま苦痛を受けた。飼い主である原告は精神的苦痛を受けた, PTSD, 自律神経失調症状態になっている

			<p>瑕疵担保責任・契約不適合責任（民法634、635条）、 ネグレクト（動物の愛護及び管理に関する法律44条）、 モラルハラスメント（民法709、710条）、ドクターハラスメント（民法709、710条）、 期待権の侵害行為（民法128条）、 詐欺罪（刑法246条）、 詐欺による意思表示（民法96条第1項）</p>		
平成30年7月8日	ミセヂタマカ	<p>平成29年4月24日に右前足を引張られるのを知りながら平成30年7月8日に変形性脊椎症である愛犬の手足を強く引張った（増田の隣に石川有彩がいた）</p>	<p>⑤善管注意義務違反（民法644条）、 債務不履行責任（民法第415条）、 民法709条の不法行為、 民法第710条の不法行為、 説明義務違反（民法第1.条第2項）、 使用者責任（民法715条）、 管理者責任（民法第717条）、 施設所有（管理）者賠償責任、 受託者賠償責任、 瑕疵担保責任・契約不適合責任（民法634、635条）、 ネグレクト（動物の愛護及び管理に関する法律44条）、 器物損壊罪（刑法261条）、 業務上の過失傷害、致死罪（刑法第211条）、モラルハラスメント（民法709、710条）、ドクターハラスメント（民法709、710条）、 期待権の侵害行為（民法128条）、</p>	メリユミヂウセコ、ミセヂタマカ	<p>精神的損害E 愛犬は苦痛を受けた、その後元気減退、急激な悪化。飼い主である原告は精神的苦痛を受けた</p>

<p>平成30年 11月26 日</p>	<p>ミセヂタマ カ</p>	<p>飼い主に無断で無説明で愛犬に対し強烈な力で二度ラエンネック注射を投与した。</p> <p>説明義務違反のなかの三項目（1.治療行為のための説明義務、2.結果発生後の説明義務、3.インフォームド Consent、飼い主の自己決定権）を侵害</p>	<p>獣医師法違反</p> <p>⑥善管注意義務違反（民法644条）、債務不履行責任（民法第415条）、民法709条の不法行為、民法第710条の不法行為、説明義務違反（民法第1.条第2項）、使用者責任（民法715条）、管理者責任（民法第717条）、施設所有（管理）者賠償責任、受託者賠償責任、瑕疵担保責任・契約不適合責任（民法634、635条）、ネグレクト（動物の愛護及び管理に関する法律44条）、器物損壊罪（刑法261条）、業務上の過失傷害、致死罪（刑法第211条）、傷害罪（精神）（刑法204条）、詐欺罪（刑法246条）、詐欺による意思表示（民法96条第1項）、</p> <p>モラルハラスメント（民法709、710条）、ドクターハラスメント（民法709、710条）、期待権の侵害行為（民法128条）、獣医師法違反、問診義務違反、</p>	<p>メリユミヂ ウセコ、ミ セヂタマカ</p>	<p>精神的損害 F</p> <p>愛犬は苦痛を受けた、その後元気減退、注射部位は腫れ上がり、出血した。ラエンネックによるアレルギー反応を示した。急激な肝数値悪化し死に直結するダメージを受けた。飼い主である原告は精神的苦痛を受けた、PTSD、自律神経失調症状態になっている</p>
<p>平成30年 11月26 日</p>	<p>ミセヂタマ カ</p>	<p>ヒステリックな言動、発言があった。ため</p>	<p>⑦善管注意義務違反（民法644条）、債務不履行責任（民法第415条）、</p>	<p>メリユミヂ ウセコ、ミ セヂタマカ</p>	<p>精神的損害 G</p> <p>飼い主であ</p>

		口, 上から目線, 患者に配慮しない言葉	民法709条の不法行為, 民法第710条の不法行為, 説明義務違反(民法第1.条第2項), 使用者責任(民法715条)、管理者責任(民法第717条), 施設所有(管理)者賠償責任, 受託者賠償責任, 瑕疵担保責任・契約不適合責任(民法634、635条), モラルハラスメント(民法709、710条)、ドクターハラスメント(民法709、710条)、 期待権の侵害行為(民法128条)、 獣医師法違反、 問診義務違反、 傷害罪(精神)(刑法204条)、 詐欺罪(刑法246条)、 詐欺による意思表示(民法96条第1項)		る原告は精神的苦痛を受けた
平成30年11月26日	アアケバヒレメリ	ミセヂの行為を止めなかった未必の故意の不作为	⑧作為義務違反(道義的責任)、 共同不法行為(民法第719条)、 使用者責任(民法715条)、 管理者責任(民法第717条)	メリユミヂウセコ, ミセヂタマカ, アアケバヒレメリ	精神的損害 H
平成30年12月3日	ミセヂタマカ	原告がクレームを言いに行った際の会話でタメ口, 上から目線, 患者に配慮しない言葉, 「説明した」と嘘を	⑨モラルハラスメント(民法709、710条)、ドクターハラスメント(民法709、710条)、 詐欺罪(刑法246条)、 詐欺による意思表示(民法96条第1項)、 使用者責任(民法715条)、	メリユミヂウセコ, ミセヂタマカ	精神的損害 I 飼い主である原告は精神的苦痛を受けた

		言った	管理者責任（民法第717条）		
平成30年 月2日から 平成30年 11月26 日	ミセヂタマ カ, アアケ バヒレメリ	平成30 年1月2 7日に発 覚した肝 疾患の数 週間おき の継続的 な治療 において 適切な検 査, 治 療, 食事 指導をし なかつた。 それにより 誤診をし, 適切な診 断, 治療 は行われ なかつた。	⑩善管注意義務違反 （民法644条）, 債務不履行責任（民法 第415条）, 民法709条の不法行 為, 民法第710条の不法 行為, 説明義務違反（民法第 1. 条第2項）, 使用者責任（民法71 5条）, 管理者責任（民法第7 17条）, 使用者責任（民法71 5条）, 管理者責任（民法第7 17条）, 施設所有（管理）者賠 償責任, 受託者賠償責任, 瑕疵担保責任・契約不 適合責任（民法63 4、635条）, ネグレクト（動物の愛 護及び管理に関する法 律44条）, 器物損壊罪（刑法26 1条）, 業務上の過失傷害, 致 死罪（刑法第211 条）, モラルハラスメ ント（民法709、7 10条）, ドクターハ ラスメント（民法70 9、710条）, 期待 権の侵害行為（民法1 28条）, 獣医師法違反、 通常の間診・検査義務 違反、 特定の検査義務違反、 診断義務違反、 療養方法の指導に關 する義務違反、	メリユミヂ ウセコ, ミ セヂタマ カ, アアケ バヒレメリ	精神的損害 J
平成30年 11月26 日	ミセヂタマ カ	イン フォーム ドコンセ ントをせ	⑪善管注意義務違反 （民法644条）, 債務不履行責任（民法	メリユミヂ ウセコ, ミ セヂタマカ	精神的損害 K

		<p>ず、勝手に、肝機能に障害を及ぼすことが禁止されています。平成30年8月にB型肝炎ウイルスが混入していたラエンテックを肝機能障害のある愛犬に投与した。その後、ふざけた態度で意味不明な言い、原告に対し不安を煽った。愛犬はその後瀕死のダメージを負った。この日を以て転院した。</p>	<p>第415条)、 民法709条の不法行為、 民法第710条の不法行為、 説明義務違反(民法第1.条第2項)、 使用者責任(民法715条)、 管理者責任(民法第717条)、 施設所有(管理)者賠償責任、 受託者賠償責任、 瑕疵担保責任・契約不適合責任(民法634、635条)、 ネグレクト(動物の愛護及び管理に関する法律44条)、 器物損壊罪(刑法261条)、 業務上の過失傷害、致死罪(刑法第211条)、 傷害罪(精神)(刑法204条)、 詐欺罪(刑法246条)、 詐欺による意思表示(民法96条第1項)、 モラルハラスメント(民法709、710条)、 ドクターハラスメント(民法709、710条)、 期待権の侵害行為(民法128条)、 獣医師法違反、 問診義務違反、 転送(転医)義務違反</p>		<p>愛犬は苦痛を受けた、その後元気減退、注射部位は腫れ上がる、ラエンテックによるアレルギー反応を示した。数値悪化するに直結するダメージを受けた。飼い主である原告は精神的苦痛を受けた、PTSD、自律神経失調状態になっている</p>
平成30年某日	ミセヂタマカ	<p>愛犬にも水「餌も与える」と言った</p>	<p>⑫善管注意義務違反(民法644条)、 債務不履行責任(民法第415条)、 民法709条の不法行為、 民法第710条の不法行為、 説明義務違反(民法第1.条第2項)、</p>	メリユミヂウセコ、ミセヂタマカ	精神的損害L

			使用者責任（民法715条）、 管理者責任（民法第717条）、 施設所有（管理）者賠償責任、 受託者賠償責任、 瑕疵担保責任・契約不適合責任（民法634、635条）、 ネグレクト（動物の愛護及び管理に関する法律44条）、 モラルハラスメント（民法709、710条）、ドクターハラスメント（民法709、710条）、 期待権の侵害行為（民法128条）、 獣医師法違反、 療養方法の指導に関する義務違反		
--	--	--	--	--	--

損害賠償請求額＝財産的損害A, B（128万9568円）＋精神的損害A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L（871万0432円）＝1000万円